

## 会議録

会議の名称	平成30年度 第3回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成30年10月17日（水） 10時00分から12時00分まで
開催場所	保谷庁舎 1階会議室
出席者	（委員）伊藤委員、田中委員、本橋委員、村田委員、保谷委員、下田委員、大谷委員、土谷委員、玉藤委員、浅田委員 （事務局）小関部長、五十嵐課長、北原主幹、永井係長、小平主事
議題	（1） 第2次農業振興計画中間見直しについて ① 見直し概要 ② 調査結果まとめ、中間見直し（素案たたき台）説明 ③ スケジュール （2） 市民農園利用料について 報告内容
配布資料	資料1 第2次農業振興計画＜中間見直し＞概要 資料2 調査結果まとめ 資料3 第2次西東京市農業振興計画中間見直し（素案たたき台） 資料4 中間見直し実施スケジュール 資料5 市民農園利用料について
参考資料	
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局： ただ今より、平成30年度第3回西東京市農業振興計画推進委員会を開会させていただく。本日は、松尾委員、杉山委員から欠席の連絡をいただいております。傍聴者はなし。本日、委員の皆様には、平成30年9月29日から平成32年9月28日までの委嘱状を交付させていただいている。</p> <p>○事務局： 都市農業を取り巻く環境が、近年大きく変わってきている。市としても、こうした動きに機敏に対応していく必要があると考えている。今後具体的に市としてどういう農業振興・施策を進めるか、様々なご意見をいただきながら、時代の流れに対応した計画にしていきたい。</p> <p>○事務局： 本日が新任期での初回会議ということで、委員の皆様から、一言ずつ自己紹介をいただきたい。 (委員が各々自己紹介を行った。)</p> <p>○事務局： 委員長及び副委員長の選出に移る。西東京市農業振興計画推進委員会要綱第5により、委員長及び副委員長は互選によることとなっているが、意見はあるか。特に意見がなければ、前期に続き、伊藤委員に委員長を、田中委員に副委員長をお務め願いたい</p>	

どうか。

○一同：  
異議なし。

○事務局：  
それでは、承認をいただいたので、委員長に伊藤委員、副委員長に田中委員と決定する。伊藤委員長に今後の進行をお願いする。

○委員長：  
引き続き、委員長を務めさせていただく。皆様のお力添えをいただきながら、委員会に託された任務を果たしていきたい。  
それでは、次第に準じて委員会を進めていく。配布資料の確認を事務局をお願いする。

○事務局：  
(配布資料の確認。)

○委員長：  
議題「(1) 第2次農業振興計画中間見直しについて」「①見直し概要」の説明を事務局をお願いする。

○事務局：  
(資料1により、第2次農業振興計画中間見直しの概要について説明。)

○委員長：  
第2次農業振興計画中間見直しの概要についての意見を頂きたい。

○委員：  
資料1の裏面の「指定管理者施設」というのは、どういうものを想定しているか。また、何施設ほどあるのか。

○事務局：  
指定管理者として事業者が管理している施設がある。具体的には、こもれびホールやスポーツセンター等が挙げられる。およそ20施設である。

○委員：  
資料1冒頭の「人口増加」を前提として「農産物の消費拡大が期待できる」という文面について、2年程前の委員会では、数年後には西東京市の人口は減少していくということであったが、この前提で問題ないのか。

○事務局：  
現状では人口増加が続いており、人口推計でも今後3年間程度は人口増加が継続する

という想定でいる。

○委員：

中間見直しということで、5年先も見通しながらやる必要があるのですが、数年後には人口減少するのならば、「人口増加」という前提を計画の中心に据えるものではないか。

○委員長：

「今後は人口減少が見込まれるなかで、農地・農産物がある住みよく、住みたくなるようなまちづくりに向けて」というような表現の工夫が必要であると考えている。

○事務局：

検討させていただく。

○委員：

資料1の裏面の「●」と「○」の定義と関係性を再度確認したい。

○事務局：

「●」が新規事業として想定した事業案であり、その事業案の中で計画に盛り込む事業が「○」となっている。全ての事業案を計画に盛り込むのは難しいため、「○」の5つについて盛り込みたいと考えている。

○委員長：

資料1は市民向けに改変されていくものか、本委員会用のみの資料なのか。

○事務局：

資料1は見直しの概要ということで、全体のまとめなので、本委員会での議論を踏まえ、内容を改変していく。

○委員長：

市民に対する資料を作成する際には、理解しやすいよう工夫をお願いします。

○事務局：

現行計画を策定する段階においても、計画には盛り込んではいないが、新たな視点やそこから想定される事業案はあった。計画素案の中に掲載する事業案を取捨選択する必要があるが、検証の過程で想定された項目については報告書の中に残し、今後5年間はそれらも念頭に置きながら、農業振興を進めるということでご理解いただきたい。

○委員長：

議題「(1)第2次農業振興計画中間見直しについて」「②調査結果まとめ、中間見直し(素案たたき台)説明」についての説明を事務局をお願いします。

○事務局：

(資料2、資料3により、調査結果まとめ及び中間見直しの素案たたき台について説明。)

○委員長：

前回の委員会での意見を踏まえ、属性別の考察も含めて資料を作成してある。資料3の24ページ以降で「【新規】」と書かれているところが、見直しのポイントになってくると考えている。また、それ以外のところでも、社会情勢やアンケートの結果を踏まえ、新たな表現が加えられているところもある。

私から1点確認させていただきたい。資料3の17ページに「(農業者アンケート)生産緑地の貸借意向のある方の望む活用」とあるが、貸借意向がある方の割合は、136分の31と考えたらよいか。

○事務局：

そのとおりである。

○副委員長：

資料3の17ページ「(農業者アンケート)生産緑地の貸借意向のある方の望む活用」は、複数回答か。

○委員長：

回答者としては136分の31だが、それに対する回答は複数回答ということである。

○事務局：

先程の伊藤委員長の質問に対して、「自身が所有する生産緑地を貸したい、貸しても良い」という回答が31件で22.8%、「生産緑地を借りたい、借りても良い」という回答が8.8%、「わからない」という回答が52.2%、「その他」の回答が4.4%という内訳となっている。

○委員：

資料3の17ページ「(農業者アンケート)生産緑地の貸借意向のある方の望む活用」の回答割合というのは、「生産緑地を借りたい、借りても良い」という回答の31件を母数としているということによかったか。

○事務局：

その通りである。

○委員：

資料説明の中で、生産緑地の貸借によって、市民農園のあり方が変わるという話があったが、それはどういう意味か。

○事務局：

現在、農業者が自身の所有地で、市が運営する市民農園のような事業を展開すると、制度の関係上、相続税納税猶予の対象から外れる。しかし、生産緑地の貸借の制度が変

わったことで、農業者が市民農園のような事業を展開しながら、相続税の納税猶予の制度を利用することが可能になり、農業者が農園を開設しやすくなった。

○委員：

各種メディアで、都心周辺での新規就農者が取り上げられているが、西東京市では、そういった新規就農者について、想定はされていないのか。

○事務局：

資料3の17ページ「(農業者アンケート)生産緑地の貸借意向のある方の望む活用」という設問で、「地域の担い手に貸して営農を続けてもらいたい」という回答が29.0%となっており、新規就農者への生産緑地の貸借については、ある程度の想定ではきるが、実際に生産緑地の貸借制度を利用した新規就農者が出るのかは、状況を見ていかないと何とも言えない。

○委員長：

農業者の方からもご意見をいただきたい。

○委員：

農業者以外に農地を貸す場合、農地としての適正な使用や肥培管理といった面で懸念がある。やはり、可能であれば農地は農業者に貸したいが、一般人や一般企業への貸借の支援については検討が必要だと考える。同時に、意欲ある農業者を育てていかなければならない。

また、近年の気候変動や異常気象による農業経営への影響等があるので、現状に即した補助や助成があるとよい。

○委員長：

意欲ある農家の方に貸すだけでなく、技術の継承等にもつながると考えるが、そういった内容は、資料3の中にも「認定農業者農業改善計画への支援」や「若い担い手や女性農業者の育成」という形で記載があり、計画の見直しの内容にも盛り込まれている。

○委員：

使用していない農機具を新規就農者に無料貸与するという議論が農業会議でなされている。そうした、農機具の貸借をあっせんする仕組みができると良いと考えている。

「自身が所有する生産緑地を貸したい・貸してもよい」という回答が22.8%もあつたことに驚いている。一方で、「生産緑地を借りたい、借りても良い」という回答は8.8%と、借り手が貸し手の約3分の1に留まっていると思われる。これは貸借の当事者だけの問題ではなく、市として貸借の制度を整え、遊休農地への対策を講じる必要があると考える。

長期的にみると、農業は労働力の変動が大きい産業である。労働力の変動は、特に相続時等に顕著になると思われるので、相続税の問題だけでなく、ボランティア等も含めた労働力の変動にどのように対応していくのかということも検討していく必要がある。

市民農園について、一農業者の事業であるにも関わらず、体験農園の募集を行政が担い、市民農園と同じ扱いを受けていることについて疑問を感じている。資料3の31ペー

ジにて、今後、農業者が市民農園を開設することが想定されているが、農業者が市民農園を開設した場合に、行政からどのような支援を受けられるのか。

○委員長：

生産緑地の貸借については、一人が複数の農地を借りるということも考えられるので、貸し手に対し借り手が3分の1とは言えない。しかし、この問題については対策を講じる必要があると考える。

○事務局：

生産緑地の貸借については、本計画の見直しの中で「貸借における仲介の支援」ということで挙げている。JAとの連携も念頭に置いているが、現段階では具体的な動きにはなっていないので、西東京市に適した制度や方策を検討中である。現在、行政で実施可能な取組みについての検討が始まったところであるが、市民から理解が得られるような制度を作るという内容を本計画の見直しに掲載し、生産緑地の貸借についての対応を進めていきたいと考えている。

○委員長：

計画の見直しへの記載内容についても、本委員会で検討していきたい。本日の委員会資料における対応箇所はどこか。

○事務局：

資料3の28ページの下段が対応箇所となっている。特に「農地の貸借における仲介の支援」の実施主体ということで、JAと行政が連携することを盛り込んである。

遊休農地への対策については、農地によって原因が異なると考えられるので、原因別に対応していく必要があるのではないかと考えている。したがって、遊休農地への対策を、一括して計画の見直しに盛り込むのか、人的支援や販売促進といった他の対策と併せて、原因別に対応していくのかについては検討させていただきたい。資料3では、「農地の適正な肥培管理」という項目に盛り込んでおり、その中でも可能な限り対策を検討していきたい。

市民農園に関しては、第2次農業振興計画内で「農業体験農園の推進」という項目があり、その事業内容に「農業体験農園の開設に係る経費の一部を補助するとともに、PRの支援を行います」と記載されている。また、開設費用を助成する補助金の要綱に則り、農業体験農園を開設する際には開設費用の一部を支援することができる。計画の見直しでは、農業者が開設する市民農園についても、農業体験農園と同様に支援をしていく必要があると考え、資料3の31ページ「市民農園の新しい展開」にて、「農業者による市民農園の開設についても支援を検討します」と記載している。

○委員長：

先程の質問では、貸借のマッチングについて、資料3の28ページ下段の「農地の貸借における仲介の支援」で一部は対応できるが、それで対応しきれない農地への対策が課題として挙げられていた。また、人的支援については、資料3の26ページから27ページの「(2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営」が、現状の見直し案で対応箇所かと思われる。市民農園・農業体験農園の開設の助成を行政がすべきなのか

という質問の背景には、意欲ある農業者への支援の方をより充実させる必要だという考えがあるのではないか。しかし、遊休農地が宅地化されていく可能性があるなかで、生産緑地の貸借制度改正を活用し、市民農園という形でも市内に農地を残していった方がよいという考え方もある。

自治体として、市民農園・農業体験農園の開設に対する助成を肯定的に捉えてよいのかどうか、田中副委員長に意見をいただきたい。

○副委員長：

市民農園は農業振興というよりも住民福祉という側面があり、行政にとっては後者の面で重要な施策になってきており、実際に市民からのニーズもある。市民農園に関する事業が農業振興になるかというのは難しい問題だが、農家開設型の市民農園が可能となると、既存農業者の農地維持に向けた選択肢のひとつとなってくると考えられ、さらに農業者が実際に市民農園を開設する際には、行政やJAのサポートが必要になってくる。一方で、農園の立地にもよるが、国分寺以西では、農業体験農園に空きが出ているという状況もある。今後、西東京市内でも市民農園・農業体験農園が増え競争が激化すると、市民にとっては選択肢が増えるので良いが、農園運営側からすると区画が埋まらないという可能性が高くなる。したがって、今後は単に市民農園の開設を促進するだけでなく、市民農園を取り巻く動向から慎重に検討する必要がある。

○委員長：

今回の計画の見直しのなかで重要なことの一つとして、多様なパターンの農業経営の可能性を残しておくということが挙げられる。農業者が市民農園を開設する際も、所有する全農地を市民農園にするのではなく、その一部を市民農園に変え、従来の農業経営と両立させるという方法も考えられる。その上で、農業を継続させられるような可能性を計画の見直しに盛り込んでいきたい。しかし、計画の見直しに、市民農園開設時の具体的な助成金額を記載することが適切とは限らない。農業者からのご意見があれば伺いたい。

○委員：

農業体験農園は、練馬区発祥である。当時、西東京市には、市民農園と家族農園があったが、そこに農業体験農園が出てきて、農業者と市民の交流の場ということで行政にも推進していただき、その一環で市報等も利用したPRも行えると認識していた。

生産緑地の貸借について、貸し手側からすると、将来的には売却を考えているパターンが多いと思うが、意欲的な人に貸した場合、貸し手の意向に添って確実に返却がされるのかという不安があるので、農地の返却等に関して、契約時に十分な確認が取れなければ農地を貸すのは厳しい。今回のアンケートにて貸借を考えている人も、ある程度条件付きだと思うので、農地の貸し手は実際にはもっと少なくなるのではないか。

資料2の5ページ上部の「(問30) 農業を通じた交流」にて、「朝市や直売の実施による市民との交流」という回答が最多であり、前回調査時から回答割合も増加しているということだが、実際に農業者が対面で定期的かつ継続的に直売しているケースは非常に少ない。JAの直売所等を利用していても、農業者は野菜を提供するだけで、消費者との接点は基本的にはない。また、市内の指定管理者施設で、直売の機会を提供するということが、この取組みを継続させられるだけの、複数の農業者や農業団体がいるの

か。販売の場が増えるのはありがたいが、定期的に継続するのは非常に難しいと思われる。農業者と行政の方向性に齟齬がないか疑問である。

○委員長：

資料3の31ページの「農業体験農園の推進」について、開設費用の補助制度というのは、西東京市として、現在も取り組んでいる制度ということでよかったか。

○事務局：

そのとおりである。

○委員長：

「農業体験農園の推進」について、本委員会内で事業の廃止を検討するという議論はなされていないので、計画の中間見直し案に掲載するという事で問題ないか。

資料3の31ページの「市民農園の新しい展開」について、「農業者による市民農園の開設についても支援を検討します」という表現について異論があれば受け付けたい。

○委員：

従来の市民農園は、市が管理し、所有者は全く管理を行っていなかったが、農業者が開設する市民農園では、農地所有者が管理をする場合が多くなると思われる。

○委員長：

資料3の31ページの「市民農園の新しい展開」にある「農業者による市民農園」というのは、従来の市営の市民農園とは異なり、農業者が運営する市民農園という意味合いが含まれているという認識でよかったか。

○事務局：

農業者が開設する市民農園ということである。

○委員長：

資料3の28ページにある「農地の貸借における仲介の支援」について、貸借においては、貸し手と借り手のコミュニケーションがどのように形成されるのかということが重要になってくる。空き家バンク等で、行政がマッチングに全面的に関わり、契約の段取りまで行うという形態での支援で成功している自治体は少ない。その上で、どこまで自治体が介入するのかが、貸借を成功させる要だと考えている。ただ、貸し手と借り手のマッチングのきっかけは必要なので、行政とJAとの連携の中で、貸し手と借り手が出会う場をいかにセッティングしていくのかを検討していく、という表現が適切だと考える。JAの立場からのご意見をいただきたい。

○委員：

JAの視点では、貸し手と借り手の間に入りマッチングを進めることや契約時のサポートという支援策が考えられる。貸借においては、返却時の状況や資材についての責任の所在が懸念される可能性が高いが、そういった問題について、貸し手と借り手の間に入り、話を進めるといって支援になるかと思われる。JAとしても、契約時には、貸し手と借



り手とJA、可能であれば行政も関わり、契約内容の確認を行い、JAや行政から借り手に対し契約内容厳守を呼びかける等、借り手に厳しい条件にした方が、農地の返却時に問題が生じにくいのではないかと考える。

○委員長：

農地の貸借制度が積極的に利用されるには、マニュアル化するのではなく、貸し手と借り手が信頼した上で貸借が成功した事例を提示する必要があると考える。しかし、貸し手と借り手だけでなく、行政やJAによるサポートも必要になってくるので、やはり貸借の仲介の支援について、計画の見直しに記載するべきではないか。

○委員：

資料3の28ページにあるような「農地の貸借における仲介の支援」という表現では、事業の主体がどこなのかが分かりにくい。例えば、「農地の貸借における仲介の仕組みづくり」という表現に変更し、「施策を連携して検討していく」という内容であれば、市も主体のひとつであると理解することができるのではないかと考えるがいかがか。

○副委員長：

今後5年間で特定生産緑地への移行がある。農地を持って余している農地所有者が実際にいるということは明確であり、従来ならそういった方は後継者がいない限りは、農地を維持するのが非常に困難になるが、農地の貸借が可能になったことで、農地の維持や所有に関する選択肢がかなり広がった。しかし、まだ周知や理解が進んでいないので、貸し手側のリスクやデメリットも含めて、農地所有者に複数の選択肢を説明し、検討してもらうことがまず必要になるのではないか。そういった意味で、JAや農業委員会でも相談を受け付けているので、各所との連携を図りながら行政でも相談の受け付け体制を整備することが非常に重要になってくると考える。例え予算がなくとも、今後数年間は情報提供と相談受付を、まだ就農していない後継者も対象に含め、実施すべきである。

○委員長：

提案のあった資料3の28ページの表現について、「農地の貸借における仲介の仕組みづくり」とすると市が中心になっているような印象に捉えられるがいかがか。

○委員：

最初に情報を入手するのが農業委員会であり、農地の貸借の仲介は行政が中心になるものではないと理解しているが、その仕組みづくりを主導するのは行政ではないかと考えている。

○委員長：

JAと農業委員会と行政の3者が連携するという表現にすること、「支援」と「仕組みづくり」という文言についての事務局の意見を頂きたい。

○事務局：

農地の貸借の仲介では、そのための体制を整備する必要があり、その体制をJAや農業委員会と連携し検討することが、行政として重要な点であると考えている。したがっ

て、JAと農業委員会の3者での連携という表現を事業内容に反映させ、「中間管理的な仕組みの構築等」という部分については、いただいた意見をもとに修正を検討したい。

○委員長：

事業の小分類名として「農地の貸借における仲介の支援」という文言は変更しない方がよいのか。

○事務局：

農地の貸借に向けた体制づくりの支援は行政が行うべきだと考えている。

○委員長：

「農地の貸借における仲介の支援」という表現については、結論を保留させていただきたい。

先程意見のあった、継続的な対面型の直売について、資料3の24ページ「指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供」では、生産者と消費者が対面して販売活動を行うことについては言及されていない。「直売所の利用促進」では、個々の庭先販売を想定していると考えられる。したがって、複数の農業者あるいは農業者グループが対面型の直売を実施することについては、現時点では計画の見直しに具体的には盛り込まれていないかと思われる。しかしながら、「直売所の利用促進」を広く捉えたと、農業者が対面で直売する場を想定することもできるので、対面型の直売を実施することを否定しているわけではないと思われる。以上を踏まえ、資料3の24ページの表現でよいか、もう少し踏み込んだ表現がよいのか意見をいただきたい。

○委員：

公共施設というのは、公園やこもれびホール等を想定されているのか。

○事務局：

公園で行う販売活動には利用制限があるので、その利用制限をクリアできれば、公園での直売機会の提供も検討するが、現状としては厳しいと考えている。こもれびホールについては、今年度、ホールの前のスペースを利用し、保谷直売会が直売を実施したので、直売の機会を提供できる場として想定している。

○委員：

農業と一言で言っても幅広いので、市の事業のみで網羅的な農業支援は不可能であり、事業対象の取捨選択が必要なのではないか。販路についても、個々の庭先販売や直売所、スーパー等多岐に渡るなかで、どのニーズに重点を置くのかをもう少し検討すべきである。

○委員長：

直売について、市民からのニーズはあるのか。

○委員：

催しとして、比較的安価での農産物販売はニーズがあるが、それを継続的に実施する

のは1軒の農家では厳しく、複数人の農業者でやると様々な問題が生じてくると考えられる。

○委員長：

資料3の24ページ「直売所の利用の促進」では直売所のPRを行うということ、「指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供」では直売所のPRだけではなく、市民からニーズのある直売の機会を継続的に実施するという理解で良いと考える。

昨年の都市計画法の法改正で、田園住居地域という用途地域が新たなに設けられた。用途地域を変更した場合に、農業者にメリットがあり、土地所有者にデメリットがないという土地が西東京市内でも確認できる可能性がある。本委員会で賛同が得られるのなら、事務局は都市計画課への確認行っていただきたいがいかがか。

(異論なし。)

○委員長：

それでは、本委員会からの意見として、事務局には都市計画課への確認をお願いします。

○委員：

第1章の計画目標で、2023年の農地面積を130haとしているが、これはほぼ現状維持ということになるので、農地の保全に向け、市としてあらゆる手段を講じるということになる。経営モデルの例示とその内容については、本委員会で議論がないと変更できないが、まず事務局で検討していただきたい。

○委員長：

本件は事務局の検討課題ということでよいか。

○委員：

それで問題ない。資料3に記載されている内容を今後5年間の基本指標として設定してよいのか、見直しを諮っていただきたい。

○事務局：

現状として、基本指標の見直しはできていない。現在、東京都農業振興事務所との検討を始めたところなので、次回委員会で修正した基本指標を提示できると考えている。

○事務局：

国の地方創生の取組みの中で、今年度から「事業承継」という言葉が新たなキーワードとなっている。持続可能な農業経営の中で、西東京市全体で農業が継続・繁栄し、農地が保全されていくことが重要であり、本日の議論もこの「事業承継」につながるものであった。本計画では、国の動きも踏まえた内容の検討を進めていきたいと考えているので、委員の皆様にはそういった視点からの意見もお願いしたい。

○委員長：

国の動きと同時に、住みたいまち、住みやすいまち西東京にするはどうすればよいか、またその中で安定した農業経営を持続できるのか、ということも重要だと考える。農業振興の予算内だけでなく、関連部署や他の事業との連携が必要になるので、行政には他部署との連携も検討していただきたい。

今後のスケジュールについての説明を事務局にお願いします。

○事務局：

(資料4により、今後のスケジュールについて説明。)

○委員長：

議題「(2) 市民農園利用料について」に移る。説明を事務局にお願いします。

○事務局：

(資料5により、市民農園の利用料について説明。)

○委員長：

前回会議で、市民農園の年間利用料の変更について本委員会で承認をいただいたが、その際の議論にて、市民農園利用者へ丁寧な説明が必要であるという意見があった。その意見については、本委員会からの方針のような形で出されるかと思われる。

次回委員会の日程について、事務局にお願いします。

(次回の農業振興計画推進委員会の日程調整)

○委員長：

以上で農業振興計画推進委員会を終了する。

《閉会》